ニ　姫島の周辺最大高潮時海岸線から八千メートルの距離の線と、ハの点と北緯三十三度四十七分十八秒東経百三十一度三十五分二十七秒の点とを結んだ線との交点

ホ　（略）

ヘ　ホの点と北緯三十三度三十七分四十八秒東経百三十一度四十七分三十八秒の点（伊予灘西航路第三号灯浮標）とを結んだ線と、姫島三ツ石鼻突端と北緯三十三度四十二分三十三秒東経百三十一度四十四分三十九秒の点（伊予灘西航路第四号灯浮標）とを結んだ線の延長線との交点

ト　（略）

（漁業登録令施行規則の一部改正）

第九条　漁業登録令施行規則（昭和二十六年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（免許漁業原簿の記載） **第九条**　免許漁業原簿は、次の各号により記載するものとする。 一～四　（略） 五　漁業権区事項欄（別記様式第三号（その二）にあつては共有漁業権事項欄）には、別記様式第一号（その一）、第二号（その一）又は第三号（その一）にあつては漁業権の取得（法第六十九条第二項の規定によるものに限る。第二十条及び第二十一条において同じ。）、移転及び処分の制限に関する事項を、別記様式第一号（その二）、第二号（その二）又は第三号（その二）にあつては漁業権共有者の氏名又は名称並びに持分の移転、消滅及び処分の制限に関する事項を記載すること。 六～十一　（略） （登録の順序） **第二十条**　漁業権の取得の登録は免許番号の順序に、その他の登録は登録事項発生の順序にするものとする。 （漁業権の取得の登録） **第二十一条**　漁業権の取得の登録をする場合には、免許番号欄に番号を、表示欄に漁場、免許年月日、存続期間、漁業の種類、主な漁獲物及び漁業時期並びに条件があるときはその事項を、漁業権区事項欄に漁業権者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。 （漁業権行使の停止又は解除の登録） **第二十六条**　法第九十二条第二項又は第九十三条第一項の規定による漁業権の行使の停止又はその解除の登録をする場合には、表示欄に当該停止又はその解除に係る事項、原因、年月日及び停止又は解除があつた旨並びに停止期間があるときはその期間を記載するものとする。	（免許漁業原簿の記載） **第九条**　免許漁業原簿は、左の各号により記載するものとする。 一～四　（略） 五　漁業権区事項欄（別記様式第三号（その二）にあつては共有漁業権事項欄）には、別記様式第一号（その一）、第二号（その一）又は第三号（その一）にあつては漁業権の設定、移転及び処分の制限に関する事項を、別記様式第一号（その二）、第二号（その二）又は第三号（その二）にあつては漁業権共有者の氏名又は名称並びに持分の移転、消滅及び処分の制限に関する事項を記載すること。 六～十一　（略） （登録の順序） **第二十条**　漁業権設定の登録は免許番号の順序に、その他の登録は登録事項発生の順序にするものとする。 （漁業権設定の登録） **第二十一条**　漁業権設定の登録をする場合には、免許番号欄に番号を、表示欄に漁場、免許年月日、存続期間、漁業の種類、主な漁獲物及び漁業時期並びに条件又は制限があるときはその事項を、漁業権区事項欄に漁業権者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。 （漁業権行使の停止又は解除の登録） **第二十六条**　法第三十九条第一項又は第二項の規定による漁業権の行使の停止又はその解除の登録をする場合には、表示欄に当該停止又はその解除に係る事項、原因、年月日及び停止又は解除があつた旨並びに停止期間があるときはその期間を記載するものとする。

別記様式第一号から第三号までの規定中「制限又は条件」を「条件」に改める。